

宣真認定こども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、本園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 宣真学園
所在地	池田市荘園2丁目3番12号
電話番号	072-761-8801
代表者氏名	理事長 今川 泰伸

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	宣真認定こども園
施設の所在地	池田市天神1丁目1番41号
連絡先	電話番号072-762-2864 072-762-4500 FAX072-762-4510
管理者	園長 中川 千津江
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 160人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 73人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 47人
開設年月日	平成27年4月1日
事業所番号	

3 サービスの目的・運営方針

宣真認定こども園の保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児期における保育・教育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であると位置づけ、以下の運営方針に基づき、保育・幼児教育を一体的に提供してまいります。

- (1) 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との連携の下に、保護者に対して良き伴走者として、子育て相談等に対応できるよう体制を構築

しています。

(2) 本園は、園児の家庭や地域との連携を図りながら、園児が安心して活動できる豊かな環境の下で、自らクリエイティブに展開できるように環境を整え、こどもの健やかな成長を図れるように配慮した中で、安心・安全を第一にしていけます。

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2828.24 m ²
	園庭	1201.65 m ²
園舎	構造	R C造
	延べ面積	2006.22 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	13室	乳児園4、幼稚園9
遊戯室(ホール)	2室	
調理室	1室	
幼児用トイレ	6室	
調乳室	1室	

5 職員の設置状況

本園では、「池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第21号。以下「条例」という)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、必要な職種の職員を配置しています。

6 保育・教育を提供する日

認定区分	対象者	休園日 考
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日・日曜日・祝日・及び長期休業日(7月21日～8月31日・12月21日～1月9日・3月19日～4月7日・創立記念日)
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

7 保育・教育を提供する時間

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間	9時～15時 (水曜9時～13時) ※注1
2号認定子ども	保育標準時間	7時～18時 ※注2
3号認定子ども	保育短時間	9時～17時 ※注3

※注1 7時30分～9時まで、15時～18時30分（水曜日は13時～18時30分）までの保育を必要とされる場合は、預かり保育を利用することができません。（別途利用者負担が必要となります）

※注2 7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）

※注3 9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。9時から17時までの範囲以外の時間帯において、保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時の範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）

8 提供する保育・教育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎（1号認定子ども対象）

希望者については、園バスによる送迎を実施します。（ただし、別途利用者負担有）

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、園が決めた時間帯に食事の提供を行います。

※ 自園調理ですが、調理業務は株式会社南テスティパルが行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※ 行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

お弁当日については、年間行事予定表に記載いたします。

- (4) 「知識」「情操教育」「体力をつくる」
「知」「情」「体」の総合教育をテーマに英語、知育・能力開発、読み聞かせ、音読・暗記、硬筆指導、自然探求、お絵かき、リトミック、鼓隊、サーキットトレーニング、体育講師の指導などを積極的に取り入れる。
- (5) 主体的な学びの為の「初歩」を育む保育を進めます。具体的には、「話をしっかり聞く」「わからないことを問う」「自分の考えを持つ」「事柄をつないでいく」等を実践します。

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料（月額）をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育・教育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科（小児科）

医療機関の名称	仁科医院
医 院 長 名	仁 科 昌 久
所 在 地	豊中市上野東1-3-24
電 話 番 号	06-6852-5519

(2) 歯科

医療機関の名称	亀山歯科医院
医 院 長 名	亀 山 周 朗
所 在 地	池田市五月丘1-10-50
電 話 番 号	072-751-0419

(3)眼科

医療機関の名称	いさか眼科
医 院 長 名	猪 阪 優 子
所 在 地	大阪府池田市満寿美町1-11-202
電 話 番 号	072-754-2288

(4) 薬剤師

薬 剤 師	中 村 圭 子
所 在 地	池田市鉢塚1-2-1
電 話 番 号	072-750-3838

1.2 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難訓練は、毎月1回以上実施します。 消火訓練は、年2回程度実施します。			

1.4 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任：西田 有希 ・ご利用時間 9：00～ 17：00 ・電話番号 072-762-2864 072-762-4500 F A X 072-762-4510 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。
---------------	---

1.6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	(独)日本スポーツ振興センター災害共済 JK 保険
保険の内容	負傷、疾病、障害、死亡 (園管理下の災害が対象)

1.7 本園における個人情報保護の取り組みについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の園等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- (4) 子どもの発達援助・安全確保のため、連携する専門機関、専門家、講師等と情報を共有すること。
- (5) 保護者が個人の SNS 等でお子さま以外の園児・保護者・職員の個人情報、画像、動画を無断で使用されることは禁止いたします。

別 表

教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

1. 教育拡充費
- ・ 3歳以上のこどもが対象（1号・2号認定子ども）
 - ・ 保育教諭を国・府基準以上に配置及び保育補助の追加配置施設充実費、園バスの運行及び各種講師を配置し教育内容の充実を図ります
 - ・ 金 額 月額3,000円
2. 給食費
- ・ 1号認定子ども 金 額 月額4,920円
 - ・ 2号認定子ども 金 額 月額6,380円
3. 延長保育
- ・ 下記利用料が必要です
 - ・ 利用される際は、毎回必ず事前にお知らせください

(2・3号認定)

項 目		時 間 帯	料 金
			1回/30分
延 長 保 育	保育標準時間	18:01～18:30	400円
		18:01～19:00	
	保育短時間	7:00～9:00	400円
		17:01～19:00	

(1号認定)

平日 7:30～9:00 保育後～18:30 100円/30分

* 15:00以降おやつ代別途 100円

土曜・振替休園 9:00～15:00 200円/30分

4. 保護者会費
- ・ 3～5歳児 月額1,300円
 - ・ 0～2歳児 月額 300円
5. 卒園アルバム、記念品代（5歳児）
- ・ アルバム代 月額 950円
 - ・ 記念品代 月額 200円
6. 教材費（3歳以上）
- ・ 月額1,000円 （画用紙・折り紙等、日々の消耗品代）

個人情報の使用についての同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき個人情報の使用の説明を行いました。

施設名 宣真認定こども園
説明者 園長 中川千津江

私は、本書面に基ついて宣真認定こども園の利用にあたっての個人情報の使用の説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

児 童 名 _____

児童との続柄 _____

重要事項説明についての同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 宣真認定こども園
説明者 園長 中川千津江

私は、本書面に基ついて宣真認定こども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

児 童 名 _____

児童との続柄 _____